

亀山市告示第36号

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「月額10万円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円）」を加え、同項第2号中「月額7万5000円」の次に「（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万5000円）」を加え、同条第3項中「36月を超えるときは36月」を「48月を超えるときは、48月」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。